

大門園居宅サービスセンター重要事項説明書

当事業者は介護保険の指定を受けています。
(石川県指定 第1509号の18)

当事業所は契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

尚、指定居宅介護支援サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	-----	1
2. 事業所の概要	-----	1
3. 職員の配置状況	-----	2
4. 利用料金	-----	2
5. 事故発生時の対応	-----	3
6. 秘密保持	-----	4
7. 契約者に対する情報提供	-----	4
8. 行政等に関する申請手続きの代行	-----	4
9. 虐待防止	-----	4
10. 苦情の受付	-----	4
11. サービス提供における事業者の義務	-----	4
12. 介護サービス情報の公表	-----	5
13. サービス利用割合等	-----	5

1. 事業者

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 手取会 |
| (2) 法人所在地 | 石川県白山市佐良口123番地 |
| (3) 電話番号 | 076-255-5221 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 橋本 宏樹 |
| (5) 設立年月 | 平成 3年 9月 5日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定居宅介護支援事業所 平成11年 9月 7日指定
石川県1509号の18
※当事業所は特別養護老人ホーム大門園に併設されています。 |
| (2) 事業所の目的 | 当事業所は、契約者の委託を受けて、契約者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。 |
| (3) 事業所の名称 | 大門園居宅サービスセンター |
| (4) 事業所の所在地 | 石川県白山市佐良口123番地 |
| (5) 電話番号 | 076-255-5784 |
| (6) 管理者 | 氏名 森下 大 |

(7) 開設年月 平成12年 4月 1日

(8) 事業実施地域 白山市の旧鶴来町・旧河内村・旧鳥越村・旧吉野谷村・旧尾口村
旧白峰村

(9) 営業日と営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。ただし、成人の日・天皇誕生日・春分の日・憲法記念日・こどもの日・海の日・スポーツの日・敬老の日・秋分の日・文化の日・勤労感謝の日・及び12月31日から1月3日は休業日とする。
営業時間 月～金曜日	午前 8時30分 ～ 午後 5時15分

※担当する介護支援専門員が携帯電話により、24時間常時連絡を取ることができ、かつ相談に応じることができる体制としております。

3. 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職種	配置
1. 管理者（介護支援専門員との兼務）	1名
2. 介護支援専門員	2名

※職員の配置については指定基準を遵守しています。

※当事業所では、介護支援専門員1人当たりの担当利用者数を40名未満と定めております。

<主な職員の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 介護支援専門員	午前 8時30分 ～ 午後 5時15分

4. 利用料金

(1) 居宅介護支援費等

項目	金額	内容等
居宅介護支援費 I	要介護1・2：10,760円 要介護3～5：13,980円	介護支援専門員1人に当りの利用者の数が40人未満の場合（1月につき）
特別地域加算	居宅介護支援費に15%の加算	厚生労働省が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、指定居宅介護支援サービスを提供した場合（1月につき）
「中山間地域等」に居住する方にサービス提供した場合の加算	居宅介護支援費に5%の加算	指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、厚生労働省が定める地域に居住している契約者に対し指定居宅介護支援サービスを提供した場合（1月につき）
初回加算	3,090円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
入院時情報連携加算 I・II	I：2,000円 II：1,000円	入院後3日以内に必要な情報提供をした場合（I） 入院後7日以内に必要な情報提供をした場合（II）
特定事業所加算 III	III：3,000円	常勤の主任介護支援専門員を配置し、支援困難ケースにおいても適切に対応できる体制が整備されている等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（1月につき）

緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合
末期ガン（ターミナル加算）	4,000円	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問しサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施（1月につき）
看護小規模多機能型 居宅介護事業所連携加算	3,000円	複合型サービスの利用を開始する際に、必要な情報を提供する場合
小規模多機能型 居宅介護事業所連携加算	3,000円	小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、必要な情報を提供する場合
通院時情報連携加算	500円	医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行った場合

退院・退所加算

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	4,500円	6,000円
連携2回	6,000円	7,500円
連携3回	×	9,000円

※要介護認定を受けられた方は、介護保険制度からケアプラン作成費用が全額支給されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヵ月につき上記の金額をいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、白山市健康福祉部長寿介護課に提出いたしますと全額払戻しされます。

(2) 交通費

前記2の(8)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方に対して指定居宅介護支援サービスを提供する場合は交通費の実費が必要となります。

◇実施地域を越えた地点から1kmにつき60円

◇運行に伴う実費（有料道路使用料等）

但し、中山間地等に指定居宅介護支援サービスを提供した場合の加算を算定してある場合は交通費の実費負担はありません。

(3) 解約料

契約者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) その他

保険料の滞納等により料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、月末までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：北國銀行・白山農業協同組合本支店・ゆうちょ銀行

イ. 下記指定口座への振り込み

北國銀行 鶴来支店 普通預金 132370

白山農業協同組合 手取支店 普通口座 2318202

ゆうちょ銀行 00720-3-100980

※金融機関口座からの自動引き落としは手取会が手数料を負担、指定口座への振り込みは手数料が個人負担となります。

5. 事故発生時の対応

居宅介護支援サービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに市町、契約者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

6. 秘密保持

当事業所は、サービスを提供する上で知り得た契約者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

*但し、サービスの提供にあたり、契約者等の利益を鑑み必要と判断した場合、サービス担当者会議等において契約者及び家族の個人情報を用いる場合があります。

7. 契約者等に関する情報提供

当事業所は利用者及び家族の求めに応じ、サービス提供記録を開示いたします。

8. 行政等に関する申請手続きの代行

当事業所は契約者及び家族からの求めがある場合、要介護認定等の申請手続きの代行を行います。

9. 虐待防止

1 当事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待を防止するための介護支援専門員等に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所介護支援専門員等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとします。

10. 苦情の受付

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 (担当者) 森下 大
- 受付時間 毎週月曜日 ~ 金曜日
午前8時30分 ~ 午後5時15分
- 電話番号 076-255-5784

(2) 行政機関その他苦情受付機関

白山市健康福祉部長寿介護課 白山市倉光2丁目1番地	電話番号 076-276-9529	FAX 076-275-2211
石川県国民健康保険団体連合会 高齢者介護サービス苦情110	電話番号 076-231-1110	FAX 076-231-1601
石川県健康福祉部長寿社会課 金沢市鞍月1丁目1番地	電話番号 076-225-1416	FAX 076-225-1418

11. サービス提供における事業者の義務

(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。

(2) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。

(3) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。

(4) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービ

事業者等を紹介するよう求めること、当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることができます。

1 2. 介護サービス情報の公表

介護サービス情報の公表は、「利用者による選択(自己決定)」を実現するため、全ての居宅介護支援事業所等の比較検討が可能となるよう標準化された項目(基本情報・調査情報)についての客観的な情報を提供するものであり、介護保険法においても居宅介護支援事業所等が、介護サービス情報を報告することの義務化、訪問調査、情報の公開について規定されており、当事業所においても情報を公表しています。

介護サービス情報については、「石川県健康福祉部長寿社会課」のホームページから検索・閲覧ができます。

1 3. サービス利用割合等

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりである。

① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	14.6%
通所介護	73.2%
地域密着型通所介護	0%
福祉用具貸与	49.5%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合(上位3事業所)

訪問介護	大門園訪問介護サービスセンター 68.1%	ヘルパーステーション れんげの郷 31.9%	
通所介護	大門園デイサービスセンター 60.7%	鶴来デイサービスセンター 6.4%	デイサービスしおん 2.5%
地域密着型通所介護	利用実績なし 0%		
福祉用具貸与	(株)ヤマシタ 25.4%	(株)トミキライフケア 16.4%	(株)ネクスタス 8.2%

③ 判定期間 (令和3年度)

■前期(3月1日から8月31日)

□後期(9月1日から2月28日)

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い交付しました。

大門園居宅サービスセンター
説明者職名 介護支援専門員 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

契約者
住所

電話番号

氏名

代理人（契約者との関係： ）
代理人は利用者本人の契約意思を確認し、本人に代わり上記署名を行いました。
住所

電話番号

氏名
